九州地区情緒障害教育研究会会則

第１章　総　　則

名　称

第１条　この会は、九州地区情緒障害教育研究会（略称　九情研）という。

事務局

第２条　この会は、事務局を会長の指定する学校に置く。

目　的

第３条　この会は、九州地区情緒教育団体相互の連携を図り、情緒障害児の教育研究及び福祉の増進を図ることを目的とする。

事　業

第４条　この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 教育研究に関すること。
2. 実態調査に関すること。
3. 研究奨励に関すること。
4. 情報交換に関すること。
5. その他この会の目的を達する事項。

第２章　組　　織

会　員

第５条　この会は、情緒障害教育の研究団体及び教育関係者と、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第３章　役　職　員

役員・監事

第６条　この会は、次の役員・監事を置く。選出は次のように行う。

1. 会　長　　１　名　　理事会で選出する。
2. 副会長　　若干名　　理事会で選出する。
3. 理　事　　若干名　　単位団体ごとに１名推薦する。
4. 監　事　　若干名　　理事会で選出する。

※　役員・監事の任期は１年とする。但し、留任は妨げない。
補欠役員・監事の任務は前任者の残任期間とする。

任　務

第７条　役員・監事の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を統轄し、会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。

顧　問

第８条　この会は、顧問を置くことができる。

1. 顧問は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
2. 顧問は、この会の重要事項について諮問に応ずる。

第４章　会　　議

招　集

第９条　会議は会長が招集し、その議長となる。

総会・理事会

第10条　総会は、当番県において開催する。理事会は年１回開き次の事項を行う。

1. 会長・副会長・監事の選任及び顧問の推薦
2. 事業報告・決算の承認
3. 事業計画・予算案の審議
4. 会則の改廃
5. その他重要事項

※　必要ある時は臨時に理事会を開くことができる。

第５章　会　　計

経　費

第11条　この会の経費は、各県負担金、補助金及びその他をもってあてる。

各県負担金

第12条　この会の経費として、各県情研は九情研の負担金一律 40,000 円を納入するものとする。

年　度

第13条　この会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

第６章　付　　則

研究大会

第14条　この会の研究大会開催は、毎年次の順序とする。

1. 長崎県　2. 佐賀県　3. 大分県　4. 熊本県
5. 鹿児島県　6. 宮崎県　7. 福岡県　8. 沖縄県

※　ただし、諸事情により変更することがある。

施　行

第15条　この会の会則は、昭和４９年１１月１日から施行する。

１．昭和５３年　４月１日　　一部改正
２．昭和５６年１１月１日　　全面改正
３．昭和５９年　６月１日　　一部改正
４．平成１７年　２月２日　　一部改正